## 健康保険の資格確認書類について

別紙

令和6年12月2日以降、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みになることに伴い、自立支援医療に関する手続きの添付書類として「健康保険証の写し」について、次の通り変更します。

マイナ保険証をお持ちでない方 次のうち、どちらか1点

- (1) 現行の健康保険証の写し
- (2) 資格確認書の写し

マイナ保険証をお持ちでない方を対象に、加入している医療保険者から交付されるもの。記載内容は、現行の健康保険証と同じものになります。

## 資格確認書 (イメージ)



※形式や交付時期などは、加入して いる保険者によって異なります。

資格確認書が届いたら 必ず保管してください

マイナ保険証をお持ちの方 次のうち、いずれか1点

- (1) 現行の健康保険証の写し
- (2) 資格情報のお知らせの写し



記号・番号・枝番、氏名、 資格取得日、保険者番号、保険者名称 が<u>すべて</u>表示されているもの ※受診者が被保険者ではない場合、被 保険者分も必要になります。

(3) マイナポータルから確認できる「資格情報画面」のスクリーンショットを印刷したもの

〈資格情報画面の確認方法〉



①マイナポータルにログイン後、トップベージの「健康保険証」を選択。

②健康保険証についての資格情報が表示されます。

③表示された「資格情報画面」をそのまま印刷。

記号・番号・枝番、氏名、生年月日、 資格取得日、被保険者氏名(世帯主氏名)、 本人・家族の別、保険者番号、保険者名称

がすべて表示されているもの